

## 1. 平時の任務と活動

- (1) 衛生管理の知識習得と啓発指導を行う。  
保健所の協力を得て集団生活における感染症や食品衛生について衛生管理の知識を習得する。
- (2) 難所内の衛生管理を徹底する為、整理・整頓・清掃・清潔のルールを作成する。  
以下の衛生管理についての掲示用張り紙を作成する。  
避難所内の清掃(当番制)・換気・屋内土足禁止・寝具などの整理整頓
- (3) 災害時に 2) のルールを徹底する為、掲示用貼り紙を作成する。  
設置場所は総務班の定める位置とし、配置図を作成する。
- (4) 仮設トイレの設置と運用計画は下記を想定し作成する。
  - (1) 原則を常設トイレ・に簡易便座を設置し、使用し、凝固剤入りビニール袋への排泄し、による一般普通ごみとして廃棄処理する方式を原則とする。
  - (2) 常設トイレが使用不可の場合、組み立て式仮設トイレを設置し活用する。
  - (3) 設置場所は総務班の定める位置とし、簡易便座・組み立て式トイレの配置図を作成する。
  - (4) 汚水の処理方法を行政と要検討する。
  - (5) 定期的に組み立て式仮設トイレの組み立て訓練を年2回行う。
  - (6) トイレの利用方法、排泄物の処理方法を明記した貼り紙を作成する。
  - (7) ごみ集積所、の廃棄方法は川崎市の定める分別・廃棄物収集ルールに準拠したする。分別、集積、回収等廃棄物処理対策(ルール)を作成し、このルールを記した張り紙を作成する。
- (8) ごみ集積所の設置場所は総務班の定める位置とし、配置図を作成する。
- 5) 生活用水確保・配分計画を作成する。
  - 1) 供給拠点の「多摩17」(生田中学校前)及び「配2」(長沢配水池)の所在地図を作成する。応急給水拠点から供給を受け確保する。
  - 2) 定期的に開栓の訓練をする。
  3. 受水、配分用20ℓポリタンクを用意する。
- (6) 発電機並びに照明機材の設置と運営管理
  - (1) 発電機、照明機材の設置場所は総務班の定める位置とし、配置図を
  - (2) 定期的に発電機並びにその資材・機材を指導始動点検する。
- 7) 生理用品等衛生管理用品の配布方法を定める。
- 8) 季節対策の計画を作成する。
  1. 暑さ対策 扇風機、網戸を用意する。
  2. 寒さ対策 暖房器具、燃料を用意する。
- 9) 入浴施設対策の計画を作成する。(未定 設備の確保は行政と折衝する。)
  - ・組み立て式シャワーを用意する。(案)
  - ・ドラム缶風呂のドラム缶を用意する。(案)

## 2. 災害時の任務と活動

- (1) 発電機、照明  
発電機、ガソリン缶詰等、発電機材と照明機材のを食料物資班が管理する備蓄

庫から払い出しを受け、配置図通りに設置し、稼働の準備又は稼働する。

(2) トイレ

- ・常設トイレの被害状況を把握し、安全を確認する。
- ・簡易便座、凝固剤入り袋のを備蓄庫から払い出しを受け、配置図通りに設置する。
- ・常設トイレが使用不可の場合、組立式仮設トイレの払い出しを受け、配置図通りに設置する。
- ・平常時に作成した利用方法、排泄物の処理方法を記した貼り紙を掲示する。
- ・仮設トイレの汚水処理は行政担当の指示により対応する。

(3) ごみ

ごみ集積所を配置図通りに設置する。  
平常時に作成した廃棄ルールを記した貼り紙を掲示する。

(4) 生活用水

「多摩17」及び「配2」排水拠点から給水を受け、確保する。

(5) 衛生管理

平常時に作成した衛生管理についての貼り紙を要所に掲示するし、整理・整頓・清掃・清潔のルールを徹底する。

(6) 衛生管理用品

平常時に定められた方向で配布する。

(7) 季節対策

災害時の季節により適切な機材の払い出しを受け、使用する。

(8) 入浴

- ・避難所内に仮設風呂・シャワーなどが設置できる場合  
入浴用機材の払い出しを受け、配置図通りに設置する。
- ・避難所内に仮設風呂・シャワーが設置できない場合  
公衆浴場、スポーツジム等の開設状況を把握し利用を呼びかける。

以上

下記は上記添削部分を整理したものです。

生田中学校避難所運営会議 環境衛生班マニュアル(案)

2015.10.10 三宮 2015.11.11 加筆山吉 1. 平時の任務と活動

動

- 1) 衛生管理の知識習得と啓発指導を行う。  
保健所の協力を得て集団生活における感染症や食品衛生について衛生管理の知識を習得する。
- 2) 避難所内の衛生管理を徹底する為、整理・整頓・清掃・清潔のルールを作成する。
- 3) 災害時に2)のルールを徹底する為、掲示用貼り紙を作成する。
- 4) 仮設トイレの設置と運用計画は下記を想定し作成する。
  - (1) 常設トイレに簡易便座を設置し、凝固剤入りビニール袋へ排泄し、普通ごみとして廃棄処理する方式を原則とする。
  - (2) 常設トイレが使用不可の場合、組立式仮設トイレを設置し活用する。
  - (3) 設置場所は総務班の定める位置とし、簡易便座・組立式トイレの配置図を作成

する。

- (4) 汚水の処理方法は行政と検討する。
- (5) 組立式仮設トイレの組み立て訓練を年2回行う。
- (6) トイレの利用方法、排泄物の処理方法を明記した貼り紙を作成する。
- (7) ごみの廃棄方法は川崎市の定める分別・廃棄物収集ルールに準拠したルールを作成し、このルールを記した張り紙を作成する。
- (8) ごみ集積所の設置場所は総務班の定める位置とし、配置図を作成する。

#### 5) 生活用水

(1) 「多摩17」(生田中学校前)及び「配2」(長沢配水池)の応急給水拠点から供給を受け確保する。

2) 受水、配分用20ℓポリタンクを用意する。

#### 6) 発電機並びに照明機材の設置と運営管理

(1) 発電機、照明機材の設置場所は総務班の定める位置とし、配置図を

(2) 定期的に発電機並びにその資材・機材を始動点検する。

#### 7) 生理用品等衛生管理用品の配布方法を定める。

#### 8) 季節対策の計画を作成する。

1. 暑さ対策 扇風機、網戸を用意する。

2. 寒さ対策 暖房器具、燃料を用意する。

#### 9) 入浴施設対策の計画を作成する。(未定 設備の確保は行政と折衝する。)

・組み立て式シャワーを用意する。(案)

・ドラム缶風呂のドラム缶を用意する。(案)

## 2. 災害時の任務と活動

### (1) 発電、照明

発電機、ガソリン缶詰等、発電機材と照明機材を食料物資班が管理する備蓄庫から払い出しを受け、配置図通りに設置し、稼働する。

### (2) トイレ

・常設トイレの被害状況を把握し、安全を確認する。

・簡易便座、凝固剤入り袋を備蓄庫から払い出しを受け、配置図通りに設置する。

・常設トイレが使用不可の場合、組立式仮設トイレの払い出しを受け、配置図通りに設置する。

・平常時に作成した利用方法、排泄物の処理方法を記した貼り紙を掲示する。

・仮設トイレの汚水処理は行政担当の指示により対応する。

### (3) ごみ

ごみ集積所を配置図通りに設置する。

平常時に作成した廃棄ルールを記した貼り紙を掲示する。

### (4) 生活用水

「多摩17」及び「配2」排水拠点から給水を受け、確保する。

### (5) 衛生管理

平常時に作成した衛生管理についての貼り紙を要所に掲示し、整理・整頓・清掃・清潔のルールを徹底する。

### (6) 衛生管理用品

平常時に定められた方向で配布する。

(7) 季節対策

災害時の季節により適切な機材の払い出しを受け、使用する。

(8) 入浴

・避難所内に仮設風呂・シャワーなどが設置できる場合

入浴用機材の払い出しを受け、配置図通りに設置する。

・避難所内に仮設風呂・シャワーが設置できない場合

公衆浴場、スポーツジム等の開設状況を把握し利用を呼びかける。

以上